

KPMG Japan e-Tax News

No.222 2 March 2021



税務情報

国税庁 — 新型コロナウイルス感染症に関するFAQの更新

国税庁は2月26日、「[国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ](#)」を更新しました。

このFAQは、新型コロナウイルス感染症に関する税務上の取扱いをQ&A形式で網羅的に解説するもので、2020年3月25日に公表されて以来たびたび更新されています。

今回の更新では、法人税に関し、以下の設問が追加されました。

■ 5 新型コロナウイルス感染症に関する税務上の取扱い関係

〈法人税に関する取扱い〉

問 7 法人が交付を受ける助成金等の収益計上時期の取扱い

法人が国や地方公共団体から交付を受けた助成金等の収益計上時期について、法人税法第22条の規定に基づく基本的な考え方(原則として、その収入すべき権利が確定した日(助成金等の交付が決定された日)の属する事業年度に収益計上を行う。)を示したうえで、以下の場合の収益計上時期を、線表や仕訳を交えながら解説しています。

- ・ 特定の経費を補填する助成金等の交付を受けた場合
- ・ 固定資産の取得又は改良に充てるために交付を受ける国庫補助金等に係る圧縮記帳を行った場合

問 7-2. 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度に係る利子補給金の収益計上時期

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度^(*)とは、日本政策金融公庫等の一定の金融機関から融資を受けることを条件に、その融資により発生する支払利子を実質的に無利子とすることを目的として、事前に一括で最長3年分の支払利子相当額(利子補給額)の交付を受けることができる制度です。

この利子補給額は、融資契約の変更等により利子相当額が変動した場合には、3年経過後に実際に支払った利子相当額に基づき確定することとされており、利子補給額の交付を受けた時点では収益として確定していないことなどから、その支払利子(費用)の発生に応じて、その発生する支払利子と同額の収益を計上すること等が示

されています。

(*) [「新型コロナウイルス感染症 特別利子補給事業」参照](#)

問 7-3. 民間金融機関による実質無利子・無担保融資により受給した保証料補助に関する収益計上時期の取扱い

民間金融機関による実質無利子・無担保融資制度^{(*)1}とは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(2020年4月閣議決定)により措置された制度で、信用保証制度を利用した都道府県等の制度融資への補助を通じて、民間金融機関においても、実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を可能とする制度です。

上記の「保証料減免」とは、融資を受ける法人が信用保証協会に支払う保証料について、国から全額又は半額の補助を受けることができるもので、この設問では、以下のそれぞれの場合の会計処理^{(*)2}及び税務上の取扱いが示されています。

- 法人が国から保証料の全額補助を受ける場合:

国が信用保証協会に対しその保証料の全額を支払うことから、その法人において特段の会計処理を行う必要はない。(税務上の取扱いも同様)

- 法人が国から保証料の半額補助を受ける場合:

法人が支払った保証料(半額相当)を前払保証料等として資産の部に計上し、保証期間の経過に応じて、対応する保証料の額を費用の部に振り替える会計処理を行う。(税務上の取扱いも同様)

(*)1 経済産業省「[民間金融機関において実質無利子・無担保融資を開始します](#)」参照

(*)2 経済産業省「[民間金融機関による実質無利子・無担保融資により受給した保証料補助に関する経理処理 Q&A](#)」参照

今回の更新では、上記のほか、「1 申告・納付等の期限の一律延長関係」のセクションにおける既存の2つの設問(問 1及び問 3.)が更新されています。また、上記「5 新型コロナウイルス感染症に関する税務上の取扱い関係」のセクションにおいて、所得税に関する「問 9-2. 助成金等の収入計上時期の取扱い」が更新されるとともに、消費税に関する「問 14-2. 事業者が国や地方公共団体から支給を受ける助成金等の消費税の取扱い」が追加されています。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.